

令和8年度

みやき町教育の基本方針



みやき町教育委員会

令和8年度 みやき町教育の基本方針

少子高齢化、環境問題、グローバル化の進展並びに様々な価値観を持つ人々の人権や多様性の尊重など、今、社会は大きな変革期を迎えており、教育行政の面でも、教育制度の改正など、教育を取り巻く環境も大きく変化しています。特に新型コロナウイルス感染症による影響は大きく、今後の感染防止対策、ICTの推進、学習環境の確保など新たな取り組みとして様々な対応をしていく必要があります。

また、教育基本法では、教育の目的を「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して」行うものとされています。

こうした中、本町では地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく「みやき町教育大綱」を令和7年3月に改定し、令和7年度から令和11年度までの5年間の計画期間における本町の教育、学術及び文化等の振興に関する総合的な施策の基本方針を定めました。

みやき町教育委員会は、「みやき町教育大綱」を踏まえた上で、教育基本法の本質にのっとり、町民の理解と協力のもとに、一人一人が豊かな人間性を培い、確かな学力、豊かな心、健やかな体を育てることで「生きる力」を育むとともに、国際的視野に立ち、進展する社会に創意をもって対応し、文化の創造や産業の振興など社会や地域の発展に貢献できる人材を育成することをめざし、次の基本方針のもと、本町教育の振興に取り組みます。

- I 「生きる力」を育む教育の推進
- II 教育活動を支える環境の整備
- III 社会教育の振興、歴史や文化の情報発信
- IV たくましい心身の育成をめざす 町民総スポーツの振興
- V 国際・地域間交流の推進

振興にあたっては、教育は家庭を出発点とし、地域や学校が一体となった社会全体で担うものであるという基本に立ち返り、

- 学校は、教育の専門機関として、確かな学力の定着や豊かな心と健やかな体の育成など、自立した個人として実社会や実生活を生き抜く基礎となる資質・能力を育むもの
- 家庭は、教育の出発点として、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活、社会生活などで必要な基礎的な素養を育むもの
- 地域は、人間性や社会性などを幅広く育む場として、多様な人材や資源を活かして学校や家庭での教育を支援するとともに、様々な教育や学習活動の機会を提供するもの

との役割分担のもと、みやき町教育委員会は、教職員一人一人の専門性の確保と、学校と家庭、地域社会のこれまで以上の連携・協力、限りある財源と人材の有効活用を図り、本町教育の振興に努めていきます。

この振興にあたって、教育に携わる者は、人間教育の原点に立ち、その使命と責任の重大さを自覚し、常に研鑽に努め、町民の期待と信頼に応えなければなりません。

令和8年4月

みやき町教育委員会

みやき町教育の基本方針

基本方針Ⅰ 「生きる力」を育む教育の推進

- (1) 確かな学力を育む教育の充実
- (2) 豊かな心を育む教育の充実
- (3) 健やかな体を育む教育の充実

基本方針Ⅱ 教育活動を支える環境の整備

- (1) 教職員の資質能力の向上及び特別支援教育の一層の充実
- (2) 学校施設・社会教育施設等教育環境の充実
- (3) 学校・家庭・地域が連携した教育の充実
- (4) 就学支援・子育て支援制度の推進
- (5) 地域ぐるみの安心安全体制の確立

基本方針Ⅲ 社会教育の振興、歴史や文化の情報発信

- (1) 生涯学習の環境づくりと家庭教育・体験活動の充実
- (2) 総合的な放課後子どもプランの実施及び活動の充実
- (3) 歴史的文化財の認識と郷土愛を育む教育の充実

基本方針Ⅳ たくましい心身の育成をめざす 町民総スポーツの振興

- (1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興

基本方針Ⅴ 国際・地域間交流の推進

- (1) グローバル社会を生きる力の育成

基本方針Ⅰ 「生きる力」を育む教育の推進

(1) 確かな学力を育む教育の充実

「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、①学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性など」、②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力など」、③実際の社会や生活で生きて働く「知識及び技能」、といった三つの柱に基づく子供たちの学びを後押しする必要があります。

みやき町教育委員会では、確かな学力の定着のため、子どもたちの学力や学習の状況を把握・分析し、その結果に基づく個に応じた指導の充実を図るとともに、子どもたちが主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）の視点から「どのように学ぶか」を重視した授業を積極的に展開し、社会に出てからも学校で学んだことを生かせるよう、三つの力をバランスよく育みます。

子どもたちに学ぶことの目的意識や興味・関心を持たせ、学んだ知識や技能を活用するための思考力、判断力、表現力等の育成とともに、各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に身につけることができるよう、学習意欲の向上に努めていきます。

そして、学校・家庭・地域が一体となり、みやき町で育つ子どもたちが、高い志と生き生きと主体的に学び続ける力を身に付け、自分や社会の課題を解決し、生き抜く力を獲得するための取り組みを進めていきます。

(2) 豊かな心を育む教育の充実

生命を尊重する心、思いやりの心や社会性、倫理観や正義感、美しいものや自然に感動する心など、豊かな人間性を育むための心の教育及び道徳教育の充実を図っていくため、ボランティア活動や自然体験活動など、児童生徒の発達段階に応じた心の教育や体験活動を通して「夢と高い志を持ち挑戦する」子どもの育成を推進します。

また、不登校問題の解決のため、子どもたち一人一人の状況に応じたきめ細やかな対応や、未然防止・早期発見・早期対応のための体制の整備充実に取り組みます。

いじめの問題はどの子にも起こりうる問題であるとの認識を持ち、家庭との連携を図るとともに、子どもたちの状況をよく見極め、いじめの実態把握と、万が一発生した場合の早期対応に努めます。特に児童生徒の生命、心身または財産への重大な被害を及ぼすような重大案件が発生したときには、いじめ防止対策推進法に基づき設置した、『みやき町いじめ・体罰等問題対策委員会』を招集し、問題の調査・検証・事実確認を行い専門的な知見をもとに再発防止に取り組みます。教職員研修で、「いじめに対する理解」と「早期発見・未然防止のために」という内容で行った「いじめの避難訓練」について、各学校で実施します。

問題行動の予防や解決を図るため、家庭や地域、専門機関と連携し、小・中学校の一貫性を持った生徒指導体制の充実を図ります。

(3) 健やかな体を育む教育の充実

「食」は、知・徳・体の基礎となるものであり、成長期にある子どもたちの健やかな体を育むため、子どもたちが食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけることができるよう、学校における食育を積極的に推進します。

学校体育では、すべての子どもたちに、生涯を通じて運動に親しみ、心身ともに健康で活力のある生活を営むための基礎的能力を育成するため、発育発達や個人差を踏まえた指導を充実させるとともに、体育的行事や特別活動など学校教育全体を通して、体力向上へ向けた総合的な取り組みを充実させていきます。

中学校の運動・文化部活動や社会体育は、異年齢集団での活動を通して仲間意識や協調性が育まれるなど、児童生徒の健全な心身の発達に対し大きな教育的効果が期待できます。

みやき町では、地域におけるスポーツ・文化クラブ活動の振興を目指し、令和7年3月に「みやき町地域スポーツ・文化クラブ推進計画」を策定しました。この計画では、休日の部活動を学校部活動から地域活動へと展開する基本的な方針と方向性を示しています。これに基づき、令和8年1月13日には一般社団法人みやき町地域スポーツ・文化クラブを設立しました。

本年度は、当該法人活動により指導者の確保・育成、地域クラブの管理、広報活動を通じ、休日の部活動の段階的な地域展開を進めています。また、指導者として地域の人材などを活用することを通じて、指導体制の強化や指導者の資質能力の向上に取り組むとともに、地域スポーツ・文化クラブ活動や社会体育への理解と協力意識を高めるための諸取り組みを進めています。

基本方針Ⅱ 教育活動を支える環境の整備

(1) 教職員の資質の向上及び特別支援教育の一層の充実

子どもたちに質の高い教育を提供するとともに、様々な教育課題に的確に対応していくため、最大の教育環境である教職員は、常に自らの資質能力の向上を目指し研修に励んでいく必要があります。

確かな力量と熱い情熱、総合的な人間力を備えた教職員を育成するため、教職員のライフステージに応じた研修や時代の変化に対応した研修、指導方法改善を目的とした研修など、校内・外における研修への積極的な参加を奨励し、実践的な指導力、さらには学校の教育力の向上を目指します。

また、GIGAスクール構想による学習者用端末の児童生徒1人1台の実現により、学びの在り方が変わっていくなかで、教職員の果たすべき役割、指導體制の在り方や教職員のICT活用指導力を向上させる方策について、効果的な方法を検討し推進していきます【みやき町 教育の情報化ビジョン2022（令和5年1月18日）】。

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた支援を保障するために、支援に関する専門性の向上を図るとともに、子どもの教育的ニーズに応じた校内支援体制のより一層の充実に取り組みます。

また、「個別の教育支援計画」の作成を促進し、関係機関等との連携を推進して、子どもの教育的ニーズに応じた支援の質の向上を図ります。障害のある児童・生徒の学びの場については、障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムの構築を行うとともに、障害のある児童・生徒の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応えることができるよう、通常学級、通級指導教室や特別支援学級といった多様な学びの場の充実を図ります。

特別支援学校と小・中学校の児童生徒による交流を継続的に行うことにより、相互理解を促進するとともに、各学校の保護者や地域の方々に対し、特別支援学校の制度や就学の在り方、特別支援学校・特別支援学級の教育内容等についての理解・啓発活動を推進します。

(2) 学校施設・社会教育施設等教育環境の充実

多様な個に応じた教育と、知・徳・体の調和のとれた人間性豊かな子どもの育成のため、ゆとりと潤いのある教育施設の整備充実を図り、施設の老朽化に対応するため大規模改修等の検討を進めます。

児童生徒が一日の多くを過ごす生活の場として、また、個性や創造性を伸ばす学習の場として、安全・安心な学習環境の整備を図るとともに、教育内容の高度化や指導方法の多様化など時代のニーズに応じた施設・設備の整備・充実に取り組みます。

また、知識基盤社会化やグローバル化に対応した子どもたちの育成と教育の質の向上を図るために、情報活用能力の育成と情報機器の効果的活用及び校務の情報化を実現するための教育ICT環境の整備をさらに進めるとともに、快適で適切な稼働環境の確保を図りつつ、適切な維持管理に努めます。

加えて、三根中学校を除く町立小・中学校校舎の老朽化問題は、児童・生徒の安全確保の面からも喫緊の課題となっています。令和6年度に、経過年数が長い学

校施設について耐力度調査を実施したところ、北茂安小学校・北校舎は、所要の耐力度点数には達しておらず、今後早急な対応が必要な状況となっています。

こうした課題を踏まえつつ、町立小・中学校の適正規模及び適正配置など、子どもたちの未来のために望ましい教育環境を実現するための方向性や具体的な方策について検討を進めるため、令和6年12月にみやき町新しい教育環境づくり検討委員会設置条例を制定し、令和7年度には学校・保護者・地区の代表者等で構成する検討委員会において3回にわたる調査及び審議が行われ、令和7年12月17日付で教育長に対し答申がなされました。みやき町教育委員会では検討委員会での答申を踏まえ「第1次基本方針」を次のとおり定めました。

1 中原小学校及び北茂安小学校について

- (1) 両校については、現在、適正な規模及び配置が保たれており、今後も当面は児童数がほぼ横ばいで適正規模校を維持していく見込みであることから、統合・再編は行わず現行どおりとする。
- (2) 両校の既存施設の一部は、経年による劣化が進行している状況であり、児童が安全・安心かつ快適な学校生活を送ることができる環境整備が急がれることから、令和6年度に実施した耐力度調査の結果を踏まえ、
 - 中原小学校については、南校舎の長寿命化のための大規模改修
 - 北茂安小学校については、北校舎の改築以上のとおり実施すべく、速やかに計画を立案する。
- (3) 両校のその他の校舎等については、特別支援学級に在籍する児童数の増加傾向を踏まえながら、学校機能の継続・充実を図るとともに、適宜、長寿命化対策を講じることとする。

2 三根東小学校、三根西小学校、中原中学校、北茂安中学校及び三根中学校について

これら各校については、保全対応を講じながら、みやき町新しい教育環境づくり検討委員会における調査及び審議を継続していただくこととする。

令和8年度は、当方針に基づき中原小学校南校舎の長寿命化大規模改修、北茂安小学校北校舎の改築に係る基本計画の策定及びそれ以外の学校（小学校2校、中学校3校）に係る基本方針の策定に向け、検討委員会での協議を重ねていきます。

(3) 学校・家庭・地域が連携した教育の充実

社会の大きな変化の中で、学校や家庭・地域の在り方や機能、教育に対する期待やニーズも大きく変化しており、みやき町の学校が「地域とともにある学校」へと転換していく必要があります。

子どもたちの健やかな育成のため、今こそ、学校・家庭・地域社会のそれぞれが、相互に機能しあえるよう各学校に学校運営協議会を設置し、コミュニティースクールとして一体となって地域学校協働活動に取り組みます。

みやき町教育委員会は、町民の教育への関心をより一層高め、学校は家庭や地域における取り組みを支援し、また、家庭や地域は学校と課題を共有し、解決に協力するなど、学校・家庭・地域が相互の理解を深め、連携しながら、それぞれの立場から学校の教育活動を支援する取り組みを推進していきます。

また、週末や夏季休業期間などにおいて、子どもたちの学習・体験活動の機会の充実や安心・安全の確保に向け、地域住民の協力を得ながら、その取り組みを進めていきます。

(4) 就学支援・子育て支援制度の推進

いじめ、不登校、ひきこもり、経済的困窮、養育環境における課題など、困難を抱える子どもを取り巻く様々な課題に対し、学校、行政、家庭、地域、関係機関等の連携による組織的な対応を図り、解決に向けて取り組みます。町立小学校・中学校全校に児童生徒支援システム（スクリーニング）を導入し、AIを活用して課題を検出しチームによる支援体制を整え、早期対応に取り組みます。

放課後等においても、子どもの言動を十分理解し、支援を必要とする子ども及びその家庭を早期に発見し、学校、行政及び専門機関との連携を図るとともに、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、子どもたちの健やかな成長を支援します。

(5) 地域ぐるみの安全安心体制の確立

学校における児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、保護者や地域社会・住民、みやき町青少年サポート隊等の地域ボランティア、警察等の関係機関と連携した、地域ぐるみの学校安全体制の整備・充実を推進します。

みやき町道路交通安全プログラムに基づき、通学路の点検を実施し、登下校中の交通事故の未然防止に取り組みます。

基本方針Ⅲ 社会教育の振興、歴史や文化の情報発信

(1) 生涯学習の環境づくりと家庭教育の充実

心の豊かさと生きがいづくりを目的に、多様化する学習ニーズへの対応や、社会・経済情勢の変化の中における地域の課題解決のためには、生涯にわたり「いつでも、どこでも、誰でも」学ぶことのできる学習環境づくりとともに、学ぶ気運の醸成を図っていく必要があります。

みやき町教育委員会では、多様な学習機会の提供を行うなど、生涯学習についての情報提供や施策の推進を図る積極的な取り組みを進めていきます。

また、生涯学習による成果が、地域のボランティア活動や子どもの健全育成、あるいは学校等の教育活動支援等にも有効活用されるよう、地域人材情報の提供などに取り組みます。

核家族化や都市化が進み、社会環境や生活様式が大きく変化する中で、家庭の教育力の向上が課題となっています。子どもたちの豊かな人間性を育み、基本的な生活習慣や社会における規範意識など、学校生活や社会生活などで必要な基礎的な要素を育む原点ともいえる家庭の教育力向上のため、学校・家庭・地域が連携・協力し、家庭教育を支える体制づくりを推進します。

(2) 総合的な放課後子どもプランの実施及び活動の充実

教育は家庭を出発点とし、地域や学校が一体となった社会全体で担うものです。しかし、近年、学校・家庭・地域はそれぞれに多様な問題を抱えており、地域全体で子どもを育む仕組みを意識的に再構築していく必要に迫られています。

みやき町教育委員会は、週末や夏季休業期間等に子どもたちが安全で安心して健やかに育まれるよう、地域の方々の参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動など、学校と地域全体で子どもたちを見守る環境づくりを目指し、「新・放課後子どもプラン」を推進します。

(3) 歴史的文化財の認識と郷土愛を育む教育の充実

ふるさとの歴史的文化財は、先人たちが郷土の自然や風土の中で育み継承してきたものであり、今なお人々の心のよりどころとして生活のなかに生きています。それらふるさとの歴史や文化のすばらしさを後世に伝えていくため、町民自らがふるさとの歴史や文化のすばらしさを再発見・再認識できるような取り組みを進めていくとともに、伝統や文化に関する教育を推進します。

基本方針Ⅳ たくましい心身の育成をめざす 町民総スポーツの振興

(1) 生涯スポーツ・競技スポーツの振興

スポーツは、健康の保持増進や体力の維持向上に役立つことはもとより、明るく活力に満ちた社会づくりにも寄与するものです。

そのため、それぞれの年齢・体力・目的に応じ、町民の誰もがスポーツに親しむことのできるよう、その環境づくりを進めていきます。

また、いわゆる「する・みるスポーツ」だけでなく、地域のスポーツ活動の指導やスポーツイベントの運営支援等の「ささえるスポーツ」としてのスポーツボランティア活動を推進していきます。

県や全国レベルの各種スポーツ大会において、本町のチームや選手が活躍することは、町民に自信と誇りを与え、郷土意識の醸成等に寄与することはもとより、スポーツへの関心を高め、生涯スポーツの振興にも資するものといえます。

競技スポーツの振興を図るため、スポーツ協会と連携を図りながら競技志向者の増加と育成に努め、あわせて町の活性化に資するように取り組んでいきます。

基本方針Ⅴ 国際・地域間交流の推進

(1) グローバル社会を生きる力の育成

国際感覚あふれ、世界を相手に活躍するグローバル社会を生きる力の育成を図るため、また、異文化を理解し心豊かな人生を過ごすという生涯教育の観点から、学校教育における外国語学習などの充実を図るとともに、国際交流事業を促進し、国際化に対応できる教育を推進します。

また、周辺市町や国内他地域との多様で多彩な人・モノ・情報の交流を通して、将来、さまざまな分野でグローバルに活躍するために必要な教育に力を入れます。